

税の申告はお済みですか

所得税、市民税・都民税の

申告は3月15日まで

所得税

申告と相談は東村山税務署へ

〒189-0855、東村山本町1-20/22
 ☎042-394-6811 (自動音声案内)
 ※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

確定申告が必要な方

(1) 事業を営んでいる方。不動産所得などがある方。土地・建物などやゴルフ会員権、株式などを譲渡した方などで平成21年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかる住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方
 (2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
 ①給与の年収が2000万円



申告が必要な方

(1) 22年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
 (2) 給与所得に該当する方でも、次のいずれかに該当する方
 ①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
 ②給与を2カ所以上から受けて

市民税・都民税

申告と相談は市役所課税課市民税係へ

〒203-8555、東久留米市本町3-3-1
 ☎470-7777 (内線23333)(23337)
 ※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

郵送でも申告できます

外国公館に勤務する方、国外で支払いを受ける給与などのある方で、源泉徴収が行われ

ない給与などの支払いを受けている方
 確定申告をすると税金が戻る方
 ①医療費を多く支払った方
 ②住宅をローンなどで購入した方
 ③年の途中で退職し、再就職しなかった方
 ④災害や盗難にあった方など
 ※ただし、源泉徴収税額がある方は除きます。

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、次のものに限らせていただきます。
 ①提出のみの方＝内容が記入されていて、お預かりするだけのもの
 ②簡易な申告の方＝①給与や公的年金のみの収入の方②前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方
 ただし、住宅借入金等特別控除を受けられる1年目の方および株の配当所得等がある方は、市役所では、お受けできません。
 なお、簡易な申告の方で、市役所に来庁いただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など、分かる個所は記載し、筆記具・計算機を持参してください。市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて、疑問等がある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。
 ※申告期間中は、申告会場が大変混雑するため、お待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

申告の必要がない方

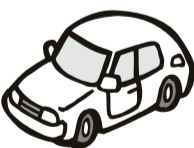
(1) 「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当する方でも、所得税の確定申告書の税務署に提出した方
 (2) 給与所得者で給与以外所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
 (3) 給与所得者の妻などで、同居の方の扶養になつていない方
 (4) 21年中に退職し、22年1月1日現在、就職してない方
 (5) 給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外所得が20万円以下の方については、確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告をする必要が

前年中に収入のなかった方も申告を

前年(21年)中に、病気や失業、学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居の方の扶養になつていない場合は除く)。
 ※申告書を提出することにより、国民健康保険料の算定などや後期高齢者医療制度の

登録の受け付けを行います

市が発注する小規模工事(執行予定額が130万円未満)は、課税対象となる多摩市(市役所2階)で、廃車手続きを行ってください。また、盗難などで標識がない場合は、その旨を申し出てください。原動機付自転車以外の125ccを超えるバイクや軽自動車は、国立市に所在する多摩自動車検査登録事務所または軽自動車検査協会で行ってください。
 詳しくは課税課市民税係(内線23331・23332)へ。



申告を行う際の注意事項

- ★市民税・都民税の申告は「市役所」へ。所得税の確定申告は「東村山税務署」へ＝いずれも3月15日(月)までに申告してください(土曜・日曜日、祝日はお休みです)
- ★郵送でも申告ができます＝申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、返信用の切手を張った封筒を同封してください
- ★各会場とも車での来場は、ご遠慮ください
- ★相談に来られる方へ＝あらかじめ自分で書けるところは記入して、ご来場ください。申告期間中は混雑するため、お待ちいただく場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

バイクや軽自動車など 廃車、所有者の変更手続きをお忘れなく

軽自動車税は4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。使用しなくなった、所有者が変わったバイク・軽自動車

取り扱い窓口

125cc以下のバイク・小型特殊自動車課税課(市役所2階)▼125ccを超えるバイクⅡ多摩自動車検査登録事務所(国立市北3ノ30ノ3)☎050-5540-203
 3▼軽自動車Ⅱ軽自動車検査協会多摩支所(国立市北3ノ27ノ11)☎042-525-4360

軽自動車税Q&A

Q 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2、3年前から所有していません。どうしたらよいですか
 A 軽自動車税は、その年の4月1日現在で登録されている方に課税されます。今は使用してなくても、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。標識(原動機付自転車のみ)をお持ちの

募集



健康課 保健師 (嘱託職員)
 【業務内容】健康相談などの保健業務
 【募集人数】1人
 【雇用期間】4月1日～9月30日(更新可)
 【勤務日時】月曜～金曜日の午前8時半～5時15分
 ※採用は書類選考と面接の上、決定します。
 申し込みは事前に健康課保健サービス係☎477-0022へ連絡の上、3月12日(金)までに履歴書(写真添付)と資格証明書の写しを直接関係へ持参してください。詳しくは同係へ。

【事業者名簿への登録期間】

4月1日～24年3月31日

【概要】申請書類などの配布(管財課契約係(市役所4階)で配布しています。また市ホームページからも取得できます)
 【申請の受け付け】申請書に必要事項を記入の上、確認書類を添付して、土曜・日曜日祝日を除く平日に同係で随時受け付けます
 詳しくは同係☎470-7718へ。

個人都民税の寄附金控除を受けるためには

確定申告が必要ですが、個人都民税の寄附金控除を受けるためには、3月15日(月)までに、所得税の確定申告が必要です。
 21年中に支出した寄附金について、22年度の個人都民税から寄附金控除を受けるためには、3月15日(月)までに、所得税の確定申告が必要です。
 税額控除の対象など、詳しくは都主税局課税指導課☎03-53388-2956へ。

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料、国民年金で前年中に支払った領収書
 22年度(21年分所得)の課税(非課税)証明書の発行は当初課税決定後(毎月の給与のみから市民税・都民税が差し引かれる方は、5月10日以降、そのほかの方は、6月10日以降)になります。
 額控除の対象となる寄附金に指定していただきます。
 21年中に支出した寄附金について、22年度の個人都民税から寄附金控除を受けるためには、3月15日(月)までに、所得税の確定申告が必要です。
 税額控除の対象など、詳しくは都主税局課税指導課☎03-53388-2956へ。

など▼障害者の方は障害者手帳または証明書▼認め印
 平成22年度課税(非課税)証明書の発行